

東京交通新聞 2011 年（平成 23 年）1 月 10 日（月曜日）

<福祉タク 2 万 8000 台>

バリフリ新法で新数値目標設定

国土交通省はバリアフリー新法の「基本方針」（大臣告示）改正案をまとめ、24 日まで一般意見（パブリックコメントの募集に入った。福祉タクシー車両台数の数値目標は、現行の 1 万 8000 台に 1 万台を上乗せした「2 万 8000 台」に設定。高速バスをバリアフリー化の対象に追加し、全車両数の 25% を掲げた。ノンステップバスの増強は全体の 30% から 70% に引き上げられた。目標期限は 10 年後の 2020 年度末とした。

基本方針改正案は昨年 12 月 24 日付で策定、公表された。基本方針では鉄道、バス、タクシー、旅客船、建物、道路、駐車場など公共交通や施設に対し、目標や具体的な措置が規定されている。現行の数値目標は 10 年末の期限が過ぎた。

国交省ではパブコメと並行して、公共交通・施設管理者や高齢者・障害者の代表らでつくる「全国バリアフリーネットワーク会議」を 18 日に開催し、新目標を固め、速やかに制定する方針だ。

	新目標案 (2020年度末)	現行目標 (10年末)	現状 (09年度末)
鉄軌道	70%	50%	46%
ノンステップバス	70%・35,000台	30%・18,000台	26%
高速バス	25%・2,500台	—	—
福祉タクシー	28,000台	18,000台	11,165台
旅客船	50%	50%	18%
航空機	90%	65%	70%

(注) 10年12月24日、国交省がバリフリ新法「基本方針」改正案を策定、新目標設定。ノンステップバスの現行目標台数はバス総台数 6 万台ベース、新目標案は新設の高速バスの総台数 1 万台を差し引いた 5 万台ベース